

山梨県公報

第千四百五十八号

平成十六年

三月八日

月 曜 日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の供用開始	一九九
告示	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)	一五九
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一六〇
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一六〇
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一六一
指定身体障害者更生施設等の指定	一六一
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更の届出	一六一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)	一六二
公共測量の実施	一六四
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一六四

告 示

山梨県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川大門下部身延線	南巨摩郡身延町大字上八木沢字 鵜原六〇八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字上八木沢字 鵜原六〇七番の二地先まで	一四七・〇	平成十六年 三月八日

一 申請のあった年月日 平成十六年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 オレンジ F I T
- 2 代表者の氏名 小島久美子
- 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田千六百三十五番地五
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県内すべての人々に対して、スポーツ、フィットネス、各種ダンス等の教室の開催や普及を支援し、競技会の開催、参加、地域のイベントへの参加やプロデュース、又、地方公共団体・スポーツ同好会・地域総合型スポーツクラブへの参画、指導者の派遣等の事業を行い、子供たちの心身の健やかな成長や、子供からお年寄りまで幅広く社会に健康への関心を高め、促進し、身体表現を通しての文化、芸術、情緒教育の向上、さらに家族の絆をより深め、また地域社会の活性化へ寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十六年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 あさひファーム

- 2 代表者の氏名 石田一夫
- 3 主たる事務所の所在地 都留市盛里アブの宮百八十五
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や都市住民に対して、動物との触れ合い（アニマルセラピー）の場を提供し人間性の復活に寄与し、及び、有機無農薬農業の実践を通じて地域農業の活性化に寄与することを目的とする。また、BDFの実用化やマイクロ水力発電所の建設を促進し地球温暖化防止に寄与することを目的とする。さらに、知的障害者の雇用の場を確保し、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年二月二十四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 日本高山植物保護協会
 - 2 代表者の氏名 白旗史朗
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市西田町二番地三十一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々に対し高山植物保護思想の啓発および保護の実践等に関する事業を行い、もって日本における動植物等の生態系の保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月八日

- 一 申請のあった年月日 平成十六年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 アットマーク山梨
 - 2 代表者の氏名 津金初夫
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市下飯田二丁目八番三十一号レジデンス西山五百一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、コンピューター操作およびインターネット利用技術の習得支援事業を行い、高度情報社会の一員としての能力向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人ムーブ	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	身体障害者居宅介護
社会福祉法人山の都福祉会	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人富士河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人ムト ブ	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	知的障害者居宅介護
社会福祉法人富士河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	知的障害者居宅介護
財団法人新約同人会	大月市大月町真木四六八〇番地	大月市大月町真木四六八〇番地	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人友和会	北巨摩郡双葉町宇津谷八三三一番地	北巨摩郡双葉町宇津谷八三三一番地	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人緑の風	北巨摩郡長坂町大井ヶ森九九四番地一	北巨摩郡長坂町小荒間三八番地二	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北巨摩郡長坂町小荒間一〇九五番地七	北巨摩郡長坂町小荒間一〇三番地一	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人くにみ会	南巨摩郡鵜沢町字植村四二七二番地一	南巨摩郡増穂町天神中条一〇四番地五	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人あそびじゅく	甲府市貢川一丁目二番三三三号	甲府市貢川一丁目六番二〇号	知的障害者地域生活援助
社会福祉法人信和会	東京都墨田区東向島四丁目七番一三三三号	山梨県山梨市岩下一〇一〇番地	知的障害者地域生活援助

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県公報

第千四百五十八号

平成十六年三月八日

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人ムト ブ	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地四	児童居宅介護
社会福祉法人山の都福祉会	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	児童居宅介護
社会福祉法人富士河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	児童居宅介護
社会福祉法人ホー プ会	甲府市富竹一丁目一二番一一号	甲府市富竹一丁目一二番一一号	児童短期入所

● 指定身体障害者更生施設等の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により、次の施設を指定身体障害者更生施設等として指定した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	サービスの種類
かじか寮	南巨摩郡身延町身延三六三七番地	身体障害者療護施設（通所事業）

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月八日まで縦覧に供する。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	住 所 中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一
-------------------------------------	-----------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 いちやまマート塩山店
(二)所在地 塩山市下於曾字栗原田千六百二十番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	五(位置については届出の建物配置図のとおり)	四(位置については届出の建物配置図のとおり)

3 変更する年月日

- 平成十六年四月二十一日
- 届出年月日
平成十六年二月二十三日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 名称 河西建築
2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原千五百七十五番地十
3 代表者の氏名 河西舒夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第二九一九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社スプリングサービス
2 主たる営業所の所在地 大月市御太刀一丁目十一番二十二号
3 代表者の氏名 春風信夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八四六四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年一月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社堀井工務所
2 主たる営業所の所在地 大月市富浜町宮谷三百七十五番地八
3 代表者の氏名 堀井郁夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社島崎建設
- 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡大和村初鹿野千八百三十四番地一
- 3 代表者の氏名 島崎昇一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第七八二号
- 四 処分の内容 とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 富士冷熱株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田千百六十六番地七
- 3 代表者の氏名 長田泉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第一八〇三号
- 四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社大庭工務店
- 2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町和見八百六十三番地
- 3 代表者の氏名 大庭博房
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六七〇号
- 四 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 小俣建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町真木千八百六十三番地一
- 3 代表者の氏名 小俣保
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第五五一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山叶サツシ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田千五百二十七番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺吉勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第六九九三号
- 四 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年二月十七日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量(一・二級基準点)
- 二 作業期間 平成十六年一月二十二日から平成十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府河川国道事務所管内(国道二〇、五二、一三八、一三九号)

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十六年三月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称 富士吉田市向海土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
- 三 施行地区 富士吉田市小見見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部
- 四 設立認可の年月日

- 五 平成十二年十二月五日
変更後の事業施行期間
- 六 平成二年度から平成十六年度まで
変更認可の年月日

平成十六年二月二十七日